

2025 年 8 月 25 日
第四北越リース株式会社

ESG リース促進事業における『令和 7 年度優良取組認定事業者』認定について

第四北越リースは、昨年度に引き続き環境省より令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）において、新潟県内唯一の指定リース事業者に採択されました。加えて、この度 ESG リースの『優良取組認定事業者』として環境省より認定されたのでお知らせいたします。

1. ESG リース促進事業

地球環境保全に資することを目的として、脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG 要素を考慮した取組を促進し、バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業を支援する制度です。中小企業等が脱炭素機器をリースにより導入した場合、内容により総リース料の 2～4 %の補助金が交付されます。当社は ESG への取組等が評価され、補助率が 1 %上乗せ対象となる『指定リース事業者』として認定されております。

2. 優良取組認定事業者

上記の『指定リース事業者』であって、脱炭素機器のリースに関し、顕著な実績や取組を行っている事業者に対し、環境省より優良取組認定が行われます。令和 7 年度は 111 指定リース事業者のうち当社を含む 11 事業者が認定されました。

